

コロナワクチン接種にかかる 費用請求方法(Ver.10.2)

横浜市医療局健康安全課予防接種係

令和6年4月



	内容	終了·変更日	要領
1	V-SYS終了	R6年3月31日 で終了	4月1日以降、請求書は厚労省及び市HP掲載様式を使用
2	国保連事務委託終了 (他自治体への請求分)	R6年4月10日 到着分で終了	4月11日以降は医療機関から各自治体へ直接請求
3	VRSタブレット登録終了	R6年4月30日	5月1日以降、未記録分の取扱いは各自治体と調整(※)
4	請求業務委託先への請求書 送付期限(請求先は【参考】参照)	R6年6月10日 (到着分)	<u>6月10日までに未請求分を滞りなく御請求ください(※)</u>
5	お問合せ先電話番号の変更	R6年4月1日	4月1日以降は " 045-671-4841 " に変更します

※1 厚労省HP「新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等>自治体向け手引き> [添付データ] 様式4-5-1~4-5-3」
 市HP「横浜市トップページ→健康・医療・福祉→健康・医療→予防接種・感染症→予防接種→新型コロナウイルス関連情報(特設ページ)→新型コロナワクチンの特例臨時接種(令和6年3月31日まで)に関する医療機関向け情報⇒2 接種にかかる費用請求について」

※2 なんらかの理由で接種券が回収できていない場合

調整を行いますので、「ir-v-vm-seikyu@city.yokohama.jp」までご連絡ください。 ただし、横浜市民のみ対応が可能です。市外の方は各自治体へ調整ください。



1. 全体の流れ

2. 接種前
 ①点検項目
 ②休日及び時間外の定義について

3. 接種後①予診票作成②自治体ごとに予診票を分ける



5.請求書送付で請求できない、時間外等の請求方法【電子申請】 ①要注意 ②要領

ご不明な点がある場合
 ①よくあるご質問
 ②問い合わせ先

1. 全体の流れ 接種前~請求書送付まで(医療機関様対応)



1. 全体の流れ 請求書受理~振込まで(横浜市対応)

請求書受理

①毎月10日基準日までに到着した請求書 を審査

②請求書に記載された件数と予診票の件数を点検

振込前調整

①請求書と予診票の件数不一致があった
 場合、実数計上した請求書案を送付。医
 療機関様の確認後、請求書案に代表者名
 記載返送により振込手続きへ

振込

①横浜市医師会加入医療機関様は横浜市
 医師会経由で振込(請求月の翌々月)

②横浜市医師会未加入医療機関様は横浜市より直接支払(請求月の翌月)

②請求以外の予診票等があれば医療機関様へ返送

③その他予診票情報を点検



記載住所と接種券の一致確認

•記載住所と接種券が一致していないとご請求や記録及び証明が正しく行えません

予診票の確認

- コロナワクチンの予診票であるか(他のワクチンの予診票に注意)
- ・コロナワクチンの予診票であればどの予診票でも使用可能。ただし時間外・休日等の
 チェック項目の無い初期の予診票の場合、記載要領及び請求要領が変わることに要注意

接種時点の確認及び予診票記載

- ・診療時間外や休診日接種の場合、予診票に記載
- ・**接種日時点で6歳未満**の場合、予診票に記載

2. 接種前 休日及び時間外の定義

○休日の定義

- ・日曜日(診療時間と設定されていても、休日加算扱い)
- ・国民の祝日に関する法律(昭和23 年法律第178 号)第3条に規定する国民の祝日
- ※上記以外で平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日も休日とする。なお、自治体が設置する接種会場については、土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする。
- ※日曜日及び祝日に診療時間(標榜時間として)を割り当てている医療機関においても、終日休日とする。

○時間外の定義

休日以外の日で、<mark>標榜時間</mark>以外の時間

〇標榜時間の定義 接種開始時点までに厚生局及び保健所に届け出を出している診療日及び診療時間

出典: 厚労省事務連絡 令和3年6月23日 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて

2. 接種前 休日及び時間外の定義

新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種費用について

ワクチンの接種を行う医師・看護師等を確保するため、時間外・休日の接種費用について、ワクチン接 種対策費負担金の被接種者1人当たり単価2,070円に診療報酬上の時間外等加算相当分の加算を行う。 (時間外・・・+730円、休日・・・+2,130円)

【時間外(平日)】

職域会場等、

通常診療時

間がない会

場も該当

休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間(看板等に掲げているもの)以外の時間を加算の対象とする。







3. 接種後

予診票作成

①接種券は、貼付されているか ②氏名住所等が記載されているか (住所は住民票に記載されている住所) ③時間外、休日、6歳未満等必要に応じて、 記載(○を●へ塗りつぶし)しているか ➡この項目が無い予診票の場合 ・横浜市民であれば、欄外へ記載。 ・市外の方:未記載のまま各自治へ請求 ⇒その後、設置自治体(横浜市の医療機 関であれば横浜市)に加算分のみの請 求手続きを行ってください。 ④ロットのシールを複写も含め全ての紙に 貼っているか

⑤接種日は記載されているか

⑥接種会場は記載されているか

⑦医療機関コードは記載されているか

※その他必要項目を記載しているか

4. 請求 請求書作成

・V-SYSはR6年3月31日をもって終了しました。

・厚労省HP及び市HPの様式を活用し、請求書を作成下さい。

厚労省HP「新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等>自治体向け手引き> [添付データ] 様式4-5-1〜4-5-3」

市HP 「横浜市トップページ→健康・医療・福祉→健康・医療→予防接種・感染症→予防接種→新型コロナウイルス関連情報(特設ページ)
 →新型コロナワクチンの特例臨時接種(令和6年3月31日まで)に関する医療機関向け情報

⇒2 接種にかかる費用請求について→添付データ参照」

4. 請求 口座届出書

口座届出書について

<u>横浜市</u>に請求する場合、HPに掲載している様式をご使用ください。

国保連への請求は終了しました。 口座届け出書の様式等については、各自治体へお問い合わせください。

※横浜市医師会加入者の方のみ

横浜市医師会に既に委託料振込口座情報をご登録の場合、口座届出書の提出は不要です。

なお、新規で委託料口座を登録、または変更がある場合は、医師会に提出願います。

4. 請求 口座届出書

				20	年	月日提	: 出
	横浜	市長					
		開設者(代表	老) 住	所			
			氏	;名			
	新型コロ	ナワクチン接種に係る費用の請求及び受領に	関する届を	を下記のとおり	見記入の	つうえ提出し	いたします。
	医療機関 等番号						
	フリガナ		TEL		_		
	医療機関 等名称						
請求書を作成した	郵便 番号	_	FAX		_		
			振识先	金融機関コ	ード		
	フリガナ						
				支店コード			
			又佔石				
	所在地		預金 種目	1:普通	<u>Å</u>	2:当座	該当番号に〇 を付けて下さ い。
Ĺ			口座 番号				右詰で記載し て下さい。
	フリガナ		フリガナ				
	請求者		口座 名義人*				
	\geq	届出理由(該当番号に〇を付けて下さい。)	請求開	-]始(変更)年	□月	旧医療機	艱等番号
	1	新設					
	2	請求者または口座名義人の変更	20 年	ミ月よ	:1)		
	3	振込先及び口座番号の変更 その他()	-				
	4						





5. 請求書送付で請求できない、時間外等の請求方法【電子申請】

<u>要注意</u>	
この後は、時間外と休日の <u>加算分のみを請求</u> する要領です。 この請求要領は、以下のような場合にご使用ください。	
〈国保連へ請求したが、時間外休日のチェック欄のない予診票のため時 間外休日分の請求ができなかった場合〉	
通常通り、請求書 + 予診票で時間外休日の請求がお済みの方はご使用に ならないように注意ください。重複請求となります。	

5. 請求書送付で請求できない、時間外等の請求方法【電子申請】

【該当ページへ】 市HPトップ→よく利用される情報→新型コロナ→その他関連情報→医療機関向け情報→2 費用請求方法

た場合 マニュアルをご参照ください。
:/portal/home(外部サイト)

5. 請求書送付で請求できない、時間外等の請求方法【電子申請】 申請データ作成

①HPに添付されている請求データを、自身のPC【Windows環境】のデスクトップへ保存。

②データを開き、↓のような表示がデータの上部で出たら、

ファイル ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 開発 ACROBAT Q 実行したい作業を入力してください... う 保護ビュー 注意 – 電子メールの添付ファイルはウイルスに感染している可能性があります。編集する必要がなければ、保護ビューのままにしておくことをお勧めします。 を押せば、作業ができます。

③入力時は、 の色のセルのみ入力可能箇所となります。 カレンダーの実績入力は、該当がなければ何も入力の必要はありません。 口座情報や、診療時間、医療機関情報は漏れなく入力の必要はあります。



様式2 上部(一部を表記して例示しています)

・診療時间
 ・医療機関情報
 「★」が出る場

「★」が出る場合 休診とした曜日に 時間外で入力して いる

ゆうちょ口座利用者で、通帳がなく、漢字の支店番号が不明な場合は、下記アドレスで検索できます。 https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html

横浜市電子申請・届出サービス(新)での申請 (過去の請求期間分も申請可能です)

≪URL≫

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home

横浜市電子申請・届出サービス (新)

≪見直しの趣旨≫

※2月1日より電子メールでの申請から電子申請・届出サービス(新)での申請へ変更

- ・個人情報を含む請求データをセキュリティの高い環境で受け渡しできます。
- ・「申請受付」「審査開始」「手続完了」の通知が届きます。
- ・マイページにログインすることにより手続きの進捗状況を確認できます。

※初めて横浜市電子申請システムをご利用される場合は初期登録が必要です。 2~3分で完結する簡単な手続きですのでご協力をお願いします。

【請求データ】申請要領

1 横浜市電子申請・届出サービス(新)に登録

2021年12月20日 新たな電子申請・届出システムの運用開始について

▲+ 利用者の新規登録

利用者情報の入力(事業者)

利用者情報を入力してください。 利用者情報を登録することで、手続きの入力や検索がかんたんになります。

101	-	-		-	
利	Ħ	石	1	D	
	1.12	-		~	

(メールアドレス)

9 パスワード パスワード Ø	パスワードは、以下の条件を2つ以上満たす8文字以上の半角文字列を入力してください。 1) 英字(大文字) 2) 英字(小文字) 3) 数字 4) 記号
	パスワード
パスワード(確認) 😹	ノ(スワード (確認)

⑩病院/診療所情報入力

法人名/事業者名 🚳	法人名/ 争業者名に使用できる文字はこうら 法人名/ 事業者名	「「で確認してください。
	郵便番号	
郵便番号	郵便番号 (ハイフンなし)	住所を検索する
	都道府県	
	都道府県	

	都道府県	
	都道府県	
	市区町村	
所在地	市区町村	
	町名・番地・建物名・部屋番号	
	町名・番地・建物名・部屋番号	
代表者名	代表者名(姓)	代表者名(名)
代表者名カナ	代表者名カナ(セイ)	代表者名カナ (メイ)
^{連絡先電話番号} 23 ①連絡先 ^{担当部署} ※請求う	■ 注 新売電話番号 () イフンない (部署があれば部署 データ等に不備がっ	署名も入力) った際に使用する番号
担当者名 👦	担当者名(姓)	担当者名(名)
担当者名カナ 😹	担当者名カナ(セイ)	担当者名カナ (メイ)
担当者生年月日	年 7月 7	
お知らせ・通知メール	「希望する」を選択すると、登録した利用者情報 「希望しない」を選択した場合でも、重要なお知	や過去の申請内容に基づき関連するお知らせのメールが届きます。 いちせがメールで届きます。

※住所や代表者名の情報も入力

13すべて入力後「確認する」をクリック(

入力内容の確認(事業者)

入力内容を確認し、本登録を完了してください。

利用者ID(メールアドレス)

sunflower.big-smile@docomo.ne.jp

法人名/事業者名

YACHI2 U = v 2

〒 2310005 神奈川県横浜市中区本町6-50-10

代表者名

代表者名カナ

連絡先電話番号

0456714844

担当部署

健康福祉局健康安全課

担当者名

矢内 めぐみ

担当者名カナ

.....

ヤウチメグミ

担当者生年月日

14すべての内容を確認し間違えがなければ 「登録する」をクリック

2 横浜市電子申請・届出サービス(新)にログイン

≪URL≫

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home

横浜市電子申請・届出サービス(新)

検索

2021年12月20日 新たな電子申請・届出システムの運用開始について

③ログイン後トップ画面 → 手続き一覧(事業者向け)

⑤「健康・医療」を選択

手続き一覧(個人向け) 手続き一覧(事業者向け) ヘルプ よくあ

請求申請 3

俞

€ E

請」を選択

ホーム номе	手続き一覧(個人向け) 手続き一覧(事業者向け) ヘルプ よくあるご質問 横注
〕 申請できる手続き一覧		
キーワード検索	手続き一覧(事業者向け) 該当件数 14 件	(合) 条件をリセットして全件表
条件を指定して検索 カテゴリ 組織 利用者情報 防災・救免・防犯	コロナワクチン接種費用の時間外等加算 申請【協力金は神奈川県へ申請くださ い】	【未公開】【本番】05 病院の開 設許可(届出)事項の変更の届出 ^{健康福祉局}
前後 秋心 前近 ジ 住まい・暮らし ジ 戸籍・税・保険 ジ 子育て・教育 ジ 健康・医療 ジ	【未公開】令和4年度食品衛生責任 者講習会 中区役所	医療法人の事業報告書等(決算届) の届出事務の電子化にかかる調査 ^{健康福祉局}
ielik・医療 福祉・介護 市民協働・学び まちづくり・環境 怒这・产業振興	【未公開】【本番】05 診療所の 開設許可(届出)事項の変更の届出 > ^{健康福祉局}	【未公開】HACCP取組確認票(一 般飲食店) ^{健康獨社局}
	【未公開】【テスト】新型コロナウ	01診療 ゆ チャットでの

コロナワクチン接種費用の時間外等加算申請【協力金は神奈川県へ申請ください】

概要

市及び神奈川県では、新型コロナウイルスに対応するため、希望する全県民の方がワクチン接種を早期に受けられるよう、ワクチン接種 体制の整備等を行っていただいた医療機関に対して支援金を支給します。

对象期間

- 第1回 令和3年4月1日又は5月9日~令和3年7月31日 第2回 令和3年8月1日~令和3年10月2日 第3回 令和3年10月3日~令和3年12月4日 第4回 令和3年12月5日~令和4年2月5日
- 第5回 令和4年2月6日~令和4年3月31日

对象医瘢機関

県内の診療所または病院

京神奈川県内の市町村と委託契約を締結し、新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関で、上記対象機関にワクチン接 種を行った診療所又は病院。

根拠となる法令又は条例等の名称と条項

予防接種法

受付開始日

2022年1月18日 14時30分

受付終了日

脑時受付

問い合わせ先

健康福祉局健康安全部健康安全課 メールによるお問い合わせ:回

②「次へ進む」をクリック

			アップロードするファイルを選択	

構造育建築福祉局ワウチン被機減多	(高校)(
代表者名			第2回請求データ	
10 (10 = 1)		(18.4)	アップロードするファイルを選択	
NAS (598149)				
新 使意号	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		第3回請求データ	
and the state	- 17 De 14		アップロードするファイルを選択	
	EXEM		アップロード完了:請求データ(tes	st).xlsx 取消
			(4)提	出するファイルをアップロート
-				
3.4	29		第4回請求テータ	
			アップロードするファイルを選択	
メールアドレス (確認入れあり)				
kt-passportiji city yokohama jp				
10010200			第5回請求データ	
電源委号(ヘイフンなし) 📶			アップロードするファイルを選択	
0456714044				⑤「次へ進む」をクリッ

8142

STICE)

SIVS)

ST42

SIVE

SI40

8245

RIVE

RIVE

ST42

コロナワクチン接種費用の時間外等加算申請【協力金は神奈川県へ申請ください】

事業者名 機浜市健康福祉局ワクチン按種証明書担当 代表者名 (未入力) 所在地 (郵便番号検索) T220-0012 神奈川県 横浜市西区 みなとみらい3-6-1 担当者名 玉川 猛 メールアドレス (確認入力あり) kf-passport@city.yokohama.jp 電話番号 (ハイフンなし) 0456714844 第1回請求データ (未入力) 第2回請求データ (未入力) 第3回請求データ 請求データ (test) .xlsx 第4回請求データ (未入力) 第5回請求データ

4 申請状況の確認

6. ご不明な点がある場合

- Q1 臨時接種がR6年3月31日で終了し、国保連の請求事務取扱いも4月10日到着分で終了したが、横浜市民分の請求はいつも 通り可能か?
- A1 横浜市民様のご請求については、6月10日〆請求分まで通常どおり行えます。 それ以降に請求については、別途お知らせします。
- Q2 接種券が無い予診票の問い合わせについて、接種会場によって対応できないケースはあるか?
- A2 全ての接種会場を対象に対応させていただきます。また請求状況や記録管理状況の確認もあるため、一度 「ir-v-vm-seikyu@city.yokohama.jp」ご相談頂ければ対応させて頂きます。
- Q3 R6年4月1日以降の接種日の予診票は請求できるか?
- A3 特例臨時接種分【R6年3月31日までの接種日分】のみ請求が可能です。4月1日以降の任意接種分はご請求できません。
- Q4 横浜市外の医療機関だが、どのように請求すればいいか
- A4 本マニュアルの請求先である神奈川郵便局及び葛西臨海ビルに6月10日までに送付ください。

その際、口座届出書+請求書+予診票をセットで送付ください。

6. ご不明な点がある場合

- Q5 請求書作成時の自治体コードがわからない
- A5 「総務省HP 全国地方公共団体コード」と検索し、「地方行政のデジタル化|全国地方公共団体コード」のページ内、 最新のコードを参照ください。コードは6桁です。
- Q6 10日〆に向けて請求書を提出したが、調整したいことがある。
- A6 請求事務センターにお問い合わせください。→0120-045-090 【月~金 1700まで 6月末まで】

6. ご不明な点がある場合 問い合わせ先

- ・請求書提出等の調整について
 - 請求事務センター:0120-045-090 月~金(9:00~17:00) ※土、祝日除 6月末まで
- ・その他調整について

請求担当:045-671-4841 【ir-v-vm-seikyu@city.yokohama.jp】